

# 新中学校教科書の 検定結果から見えてくるもの

歴史教育者協議会 石山 久男



## 新中学校教科書の全体状況と特徴

3月に発表された新中学校教科書検定結果の全体状況は、10教科・16種目に、115点が検定申請し受理され、うち申請取下げが国語1社3点、書写1点、外国語1点の計5点、不合格は社会・歴史的分野2点（自由社、令和書籍）、技術2点（内1点は再提出合格）で、結局107点が検定合格した。

注目される点の第1は、新学習指導要領の特徴の一つである「主体的で対話的な深い学び」の方法や事例をすべての教科で教科書にもりこんだことである。

第2は、そのことが主因となって、各教科の平均頁数の総計が7.6%増の11280頁となった。

第3は、小学校の外国語教科化により、中学校で学習する英単語の数が現行の1200から1600～1800に増え、小中学校をあわせると2200～2500へとほぼ倍化した。

第4は、道徳教科書の動向である。中学校の道

徳教科書は2019年度から使用開始されたばかりなので、各社とも教材に大きな変更はない。2年前と同様に、権利と義務を同列におく、労働を奉仕ととらえさせる、愛国心の強調、性別役割分担など、人権意識の今日の世界の到達点から逸脱した非科学的な考え方が幅をきかせているのが現状である。また、問題の多い生徒の自己評価欄は、多少形を変えた部分もあるが全社が取り入れている。

第5に、そのなかで、明治憲法を美化して日本国憲法を敵視し、侵略戦争と植民地支配を肯定美化し、国家に従う国民の育成に血道をあげる教科書、人権と平和の実現に向かう世界の流れに逆行する教科書の採択がねらわれている。社会科歴史の育鵬社版、公民の育鵬社版と自由社版、道徳の日本教科書版がそれである。

そこでここではとくに採択増をねらう育鵬社版について他社版と比較しつつその問題点を指摘する。

## 育鵬社公民と他社の公民教科書を比較する（「」内は教科書原文の引用、その他は原文の要約）

項目	育鵬社	他社	コメント
国民主権と天皇制	P42「国民主権と天皇」の項でまず「国民としての自覚」「義務と責任」について述べ、この項の半分を「天皇は国の繁栄や国民の幸福を祈る民族の祭り主」など天皇の説明にあてている。	日本文教 P42 国民の「意見を政府に伝えるためには表現の自由や知る権利の保障が大切です。」 P84 政治参加の例として「団体や運動への参加、インターネットを通じた意見の表明」を紹介	育鵬社は、現憲法の国民主権が理解できない。国民の政治参加の大切さを理解できる教科書がよい。
基本的人権と公共の福祉	P46-7「基本的人権の尊重」の項で憲法の基本的人権保障は1/4、公共の福祉による制限が1/4、国民の義務が1/2を占める。 P45 大日本帝国憲法を、大御宝として民を大切にする伝統と美化。	教育出版 P41、46-7、64-5「個人を尊重する日本国憲法」との章タイトルで、基本的人権の根源は個人の尊重と幸福追求権にあるとし、公共の福祉による制約の原理と限界を明確にしている。	育鵬社が人権保障よりも国民の義務や人権の制限、国への奉仕を重視するのは、日本国憲法に反する考えを教えること。

項目	育鵬社	他社	コメント
平和主義と自衛隊	P49 各国憲法の国防義務を紹介。 P50-1 「日本の平和は自衛隊の存在とともにアメリカ軍の抑止力に負うところも大きい」。集団的自衛権の行使容認によって「日本の安全保障体制が強化され」た。	<b>教育出版</b> P73 自衛隊は「自衛のための必要最小限度の実力」を超えるので違憲との主張も紹介。 P76 集団的自衛権行使容認について「平和的生存権や憲法第9条の意義を重視する立場などから批判の声もあがりました。」	育鵬社のように政府見解だけを述べたり国防の義務がないのはおかしいという憲法とは違う考え方を強調するのではなく多様な意見の紹介を。
憲法改正	P52-3 改正手続きと改正の必要性に2頁を使い各国の憲法改正回数比較表を載せて憲法改正へ誘導。 P72-3 憲法の各条文の改正案をつくり議論する授業を提起する。	<b>日本文教</b> P43 2/3頁で改正手続きを説明し、なぜ手続きが厳格なのか、「日本国憲法の基本原則を根本的に変更することはできませんでしょうか」と問いかける。	まず学ぶべきは改憲への誘導ではなく、憲法の内容と憲法を活かした社会づくりではないか。

### 育鵬社版歴史と他社の歴史教科書を比較する

項目	育鵬社	他社	コメント
大日本帝国憲法	P192 天皇は国の元首と規定され憲法の規定に従って統治を行なう。国民は法律の範囲内で言論や集会などさまざまな自由が保障される。アジアで初めての近代憲法として内外ともに高く評価。	<b>帝国</b> P186 主権は天皇にあると定められ、軍隊を率いる権限や外交権なども天皇にあり、帝国議会、内閣、裁判所が天皇の統治を助けるものとされ、国民の自由は法律の範囲内という厳しい制限がつきながらも認められ	育鵬社では天皇が主権者で強大な権限を持ち国民の自由が制限された事実がわからない。戦後否定されたはずの大日本帝国憲法体制を肯定させるのは困る。
日露戦争の結果	P200 同じ有色人種がロシアを打ち破ったという事実は、アジア・アフリカの民族に独立への希望を与えました。	<b>東京</b> P191 国民の中には大国意識、優越感が強まり、日本は新たな帝国主義国としてアジアの民族に接することになり…。	育鵬社が日露戦争の結果アジア諸民族の独立を助けたと教えるのは、歴史を曲解させる。
韓国併合	P200 日露戦争が始まると日韓議定書を結び…韓国の領土を他国(ロシア)から守るため日本軍が韓国内に展開することを認める。日本の韓国保護国化を支持する合意が日米間で成立。日英同盟でも韓国に対する日本の保護権が認められた。その後、韓国併合に踏み切り、併合の一環として近代化が進められ米の作付けが強いられた	<b>日本文教</b> P208 日露戦争後、日本は韓国の外交権をにぎり、さらに内政も支配して韓国の軍隊を解散させ、日本軍の力を背景に韓国を併合して植民地に。朝鮮総督府はあらゆる政治運動を禁止し新聞の発行も朝鮮の人々の権利や自由も制限、学校では日本語が教えられ、土地調査事業で土地を失う農民も現れた。	育鵬社は日本の韓国支配が欧米列強から認められたとして植民地化を正当化し、併合後の近代化も強調するが、今日の世界では通用しない議論。併合の実態と植民地支配の事実を知り、韓国朝鮮との友好を築くべき。
日中戦争と南京事件	P238 日本支配下の満州では重工業が発展した。日本でも開拓団が各地で結成され、多くの人々が満州に入植した。華北に日本軍が親日政権をつくると抗日運動が高まる。1937年、中国軍が上海で日本軍将校を殺したのをきっかけに全面戦争に突入。12月に南京を占領したとき、日本軍によって中国の軍民に多数の死傷者が出た	<b>学び舎</b> P224-5 日本は満州国をつくったあと華北へも侵入したため中国では抗日運動が盛んになった。1937年7月、全面戦争を始め南京へ進撃した。食糧などの現地調達を命じられた日本軍は住民を殺傷、略奪。南京占領のとき、国際法に反して大量の捕虜を殺害し、老人・女性・子どもを含む多数の市民を殺害。	育鵬社が満州の工業発展や満蒙開拓を肯定的に描き、日本軍将校殺害が戦争の原因のように描くのは一面的。南京事件の被害者を「軍民」とするのも、捕虜や民間人の大量虐殺の事実をぼかすもので、日中友好を妨げる。

項目	育鵬社	他社	コメント
太平洋戦争	<p>P242 アメリカは日本に対し、中国やインドシナから軍隊を引きあげるなど強硬な提案を示したので開戦を決断。日本は自存自衛の戦争とし、大東亜戦争と名づけた。</p> <p>P243 アジアの国々を欧米による植民地支配から解放し、大東亜共栄圏を建設することが、戦争の名目として、より明確にかかげられるようになった。</p>	<p><b>日本文教</b> P248-9 日本は 1940 年、フランス領インドシナ北部、翌年南部に軍事進出を開始、戦争に必要な資源獲得が目的。アメリカは鉄くず・石油の対日輸出禁止、インドシナ・中国からの撤退を要求。開戦を御前会議で決定。</p> <p>P249 「日本は…欧米の支配を脱し日本の指導下で「大東亜共栄圏」をつくろうと宣伝」</p>	<p>育鵬社は日米対立を決定的にしたインドシナ侵攻を軽く扱い、その結果としてのアメリカ等の対応を強硬な措置と強調し、自存自衛の戦争と印象づける。日本が名付けた「大東亜戦争」の名を押し出しアジア解放の戦争と位置づける。</p>
日本国憲法	<p>P263 GHQ は自ら全面的な改正案を作成してこれを受け入れるよう強く迫り、天皇の地位に影響がおよぶことを恐れた政府は、日本語に翻訳された改正案を政府提案とし…議員は GHQ の意向に反対の声を上げることができず、ほとんど無修正のまま採択されました。</p>	<p><b>教育出版</b> P258 GHQ は民間の憲法研究会案などを参考にした草案を政府に示し、政府はこれを基に新たな改正案を作成。議会での審議と修正を経て日本国憲法として公布、施行された。(資料として「あたらしい憲法のはなし」の戦争放棄の部分に掲載)</p>	<p>育鵬社は日本国憲法をアメリカの押しつけと印象づけるが、議会での無修正は事実と違う。日本の民間案も参考にし、生存権など重要な追加修正が行われ、国民多数も支持。</p>
沖縄と基地	<p>P272 「戦後、沖縄はアメリカの統治下にありましたが、本土復帰をめざす沖縄の人々の長年の願いが実を結び、1972 年 5 月、佐藤栄作内閣によって沖縄本土復帰が実現しました。」</p> <p>P273 「沖縄返還交渉の過程でわが国政府は、核兵器を「持たず、つくらず、持ちこませず」という非核三原則を国の方針としました。」</p>	<p><b>学び舎</b> P266-71960 年代後半、ベトナム戦争が激しさを増すなか、沖縄では祖国復帰を求める運動が高まりました。佐藤栄作内閣は…沖縄返還の交渉を始め…非核三原則を沖縄にも適用すると国会で表明…しかしこのとき、核兵器を沖縄に再び持ち込むことを認める密約を結んでいました。米軍基地はそのまま残され、新たに自衛隊が配備されました。</p>	<p>育鵬社は、沖縄返還での佐藤栄作の功績と、非核三原則以外は、今の基地問題も含めて関心がない。他社にはのっている沖縄の米軍基地の地図もない。核密約を書いているのは学び舎のみ。復帰後も基地負担が減らなかったことは育鵬社以外に書いているが。</p>
これからの世界平和と日本	<p>P278 1992 年以降、国連の平和維持活動に参加するなど自衛隊の海外派遣を行うようになりました。</p> <p>P281 2015 年には、わが国と密接な関係にある国が武力攻撃を受けわが国の存立の危機に直面した場合、必要最小限の実力を行使できるとする集団的自衛権についての法改正が行われました。</p>	<p><b>日本文教</b> P290 日本は国連の PKO や多国籍軍への協力が求められ自衛隊を派遣しました。一方、唯一の被爆国で戦争のむごさを知る日本は、憲法の平和主義や非核三原則を守りながら核兵器の恐ろしさや平和の尊さを世界に伝え核廃絶と軍縮の実現に貢献することが求められている。</p>	<p>日本文教は憲法をよりどころに平和の問題に対処する方向を示しているが、育鵬社は国民の中にある多様な意見にはふれず、すべて政府方針の立場で書かれており、これでは判断力が育たない。</p>

## 新中学校教科書を生み出した背景

### (1) 新学習指導要領

教科書づくりの基準となる新学習指導要領は、教育の目的をグローバル競争に勝ち抜くために大企業が求める資質・能力を持つ人材の育成に焦点化した。その資質・能力の第一は、既存の知識を学ぶだけに終わるのではなく、主体的判断力をもって新たな知見の開発や事業の開拓ができる能力である。第二は、市民の命と暮らしを犠牲にしてグローバル大企業には国家が強力な支援を進める新自由主義政策を実行することができる強権的な国家を、支持し忠実に従う生き方考え方である。新学習指導要領はそのための教育内容を規定するだけでなく、そのような教育を徹底させるための仕組みも組み込んだ。こうして学習指導要領の性格を教育の全過程を国家が統制するためのものに変えたのである。

このねらいをもっとも忠実に実現しようとする教科書が、育鵬社・自由社・日本教科書版なのである。

### (2) 教科書検定基準での政府見解の扱い

2014年改訂の検定基準で、社会科教科書は政府見解を必ず書かなくてはならないとされた。最近では、領土問題や、集団的自衛権の行使を可能にした2015年成立の安保法制などに関して適用されている。

### (3) 安倍政権の歴史認識に関する見解

それは戦後70年安倍首相談話で次のように系統的に示されている。それを最も忠実に反映したのが育鵬社版系であるが、検定・採択の制度を通して他社版にもかなり影響を及ぼしている。

- ・日露戦争は、植民地支配のもとにあった多くのアジアやアフリカの人々を勇気づけま

したと正当化する。

- ・アジア太平洋戦争開始の責任を欧米諸国に負わせ、それに対する自衛戦争と認識させようとしている。
- ・中国、東南アジア、太平洋諸島の犠牲にふれるが侵略とは認めない。朝鮮・台湾の植民地支配の犠牲は無視。
- ・日本は戦後アジアの平和と繁栄に力を尽くしたというが、朝鮮戦争やベトナム戦争への協力関与は無視。
- ・米英などとの戦後和解を誇るが、アジアとの和解の未成立にはふれず、子や孫に「謝罪を続ける宿命を背負わせてはなりません」と強調する。

また、「慰安婦」問題については2007年閣議決定で、政府が発見した資料の中には「軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらなかった」と主張するが、実際には強制連行を示す文書等が発見されている。

### (4) 教育権は誰のものか

世界人権宣言でも子どもの権利条約でも、教育は国家や企業などのためではなく個人の成長発達のためにあることが確認されている。この考え方は、今年50年を迎える家永教科書裁判杉本判決で鮮明にされ、それを土台に1976年の旭川学力テスト事件最高裁判決などでも国家教育権が否定されることにより、法的には定着している。

新学習指導要領の基本的考え方は、国内外で確立されてきた教育の大原則に反するものである。教育を受けることは子どもの権利であり、教育権は国家ではなく市民にあるという立場から、新学習指導要領をはじめとする政府の教育政策に対抗していかなくてはならない。